

©2011練馬区ねり丸

第269号

消費トラブル処方せん	
知らず知らずに著作権を	侵害していませんか?
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	P2~3
くらしサポート情報	

スマホの料金、見直してみましょう!··P4~5

#### お知らせ

一緒に活動しませんか?会員募集 『練馬区消費生活センター運営連絡会』 消費生活センターで学ぼう 消費者教室のご案内 ····· P6

# 大しっておきたい 見えておきたい



#### 障害者のための 国際シンボルマーク

車椅子使用者に限らず障 害のある人すべてが利用 できる建物・施設を示す 世界共通マーク



#### 視覚障害者のための 国際シンボルマーク

視覚障害者の安全やバリ アフリーに考慮された建 物・設備・機器につけられ ているマーク



耳マーク

聞こえが不自由である ことを表すマーク

# バリアフリーに 関するマーク

これらのマークは配慮が必要な 人を支援するためのものです (掲載のマークは一部です)



#### マタニティマーク

周囲に妊産婦であるこ とを表すマーク



#### ハートプラスマーク

外見からわからなくても 身体内部に疾患のある人 のためのマーク



#### ヘルプマーク

外見からわからなくても 周囲の人に配慮が必要 なことを知らせるマーク

編集・発行●練馬区経済課(消費生活センター) 練馬区石神井町2-14-1 電話:03-5910-3089 編集協力・練馬区消費生活センター運営連絡会

練馬区ホームページ: 練馬区消費生活センター 検索

消費生活相談専用電話 03-5910-4860 (月~金 午前9時~午後4時30分)※土・日曜・祝休日・年末年始を除きます。

# 知らず知らずに著作権を侵害していませんか?

手軽に集めた情報を使うことにより、知らず知らずに「著作権」を侵害することがないよう、 基本的なことを学んでみましょう。

### 「著作物」とは?

自分の考えや気持ちを他人 のまねでなく自分で工夫して、 言葉や文字、形や色、音楽と いうかたちで表現した右記の ようなものが該当します。

### 「著作権」とは?

「著作権法」で、著作権者が 「著作物」の利用を許可して その利用料を受け取ることが できる権利 (財産権)であると されています。

#### ◎著作物の種類

- ① 小説、論文その他の言語の著作物
- ② 音楽の著作物
- ③ 舞踊または無言劇の著作物
- ④ 絵画、版画その他の美術の著作物
- ⑤ 建築の著作物
- ⑥ 地図または学術的な性質を有する 図面、図表、模型その他の図形の 著作物



- ⑧ 写真の著作物
- ⑨ プログラムの著作物
- ⑩ 二次的著作物 (上記9つの著作物を基に創作された著作物)
- ① 編集著作物、データベースの著作物



MUSIC

#### ■ 使用するときは著作物使用の申請をしましょう 他人の「著作物」を許可なしで使うと、「著作権の侵害」となります。

著作権者から許可を得ず著作物を利用しているとして「著作権侵害」で訴えられると、「懲役10年以下」または「1,000万円以下の罰金」という刑事罰が適用される場合があるほか、裁判所に訴訟を申し立てられて「損害賠償請求」される場合もあります。

インターネット上の写真やコンテンツは自由に誰も

が使えると勘違いしがちですが、著作権があります。

引用した写真等をアップロードする際は、関係する サイトの利用規約を必ず読み、著作権の有無を確認 し、使用許諾許可を得るなどして、安易にアップロー ドしないよう気をつけましょう!

#### |各法人のホームページに著作物の使用に関するQ&Aや問い合わせ方法等が掲載されています。

主な問合せ先 **著作物全般・・・公益社団法人 著作権情報センター(CRIC)** 

音楽の利用 ··· 一般社団法人 日本音楽著作権協会(JASRAC)

ビデオの利用・・一般社団法人 日本映像ソフト協会(JVA)

書籍の利用・・・・一般社団法人 日本書籍出版協会

※ 現在は著作物の種類により問合せ先が異なりますが、今後変更となる可能性があります。

#### ■ 次の場合は、著作権法違反となります

- ・ 違法にインターネット上に掲載された海賊版の映画等だと確実に知りながらダウンロードした
- ・他人の Facebook等の SNS投稿を、承諾なしで引用や 転載をした
- ・インターネット上の写真や動画を無断で、自分のブログ等 にアップロードした



- ・Twitterに、無許可で 他人の楽曲を使った動画を投稿した
- ・自分で録画したテレビ映像等の DVDやビデオを、友達に貸した
- ・ パソコンのソフトをコピーした
- ・ブランドの商品をコピーした物を作り販売した
- ・キャラクターや漫画の図柄を使用した商品を販売した
- ・芸能人のコンサート DVDを無断で複製し販売した

#### 違反行為を行った当事者以外の 関係者も著作権法違反となります

実例:動画サイトに「ファスト映画\*」を投稿 したとして、投稿者は著作権法違反の 疑いで逮捕・起訴され、執行猶予付き の懲役と罰金の判決が下された。 ナレーションを担当した関係者も違法

アレーションを担当した関係者も違法 行為に加担したとして、書類送検され、 著作権を侵害された映画会社のうち 1 社に 1,000万円以上の賠償金を支払 うこととなった。

※映画を、使用許諾等を得ずに、字幕やナレーションを つけた10分程度の動画にまとめ、あらすじを明かす 動画を指します

#### 著作権法違反とならないケース

大変! 大変! 知らずにやってたわ。

違反してたのね。

個別手続きが必要となる場合もありますので、念の ため、ご自身でもご確認ください

- ① 包括契約で著作権の使用許諾を得ている YouTube等の動画投稿サイトに、個人がアップ ロードする
- ② 包括契約をしているライブハウスで、演奏者がコピー曲を演奏する
- ③ ストリートでコピー曲を演奏する
- ④ 自分で購入した CDなどの楽曲をスマートフォン に録音する
- ⑤ 学校などの教育機関で使用する(条件があります)

## Jaga

#### 他の権利は大丈夫?

アップロードする写真に他人が写っていると、その人の肖像権を侵害しているかも しれません。

有名キャラクターを無断で使用すると商標権を侵害しているかもしれません。

他にも様々な権利が関係する可能性がありますので、問題がないか調べてから使いましょう。

#### まとめ

ネット社会になり、写真や記事等の様々な情報を得やすくなっていますが、その情報が著作物に該当するものが多々あります。 使用する際は、ご自身で関係サイトの利用規約を確認しましょう。

歌詞カードのコピー配布等、使用許諾を得れば使えるものもありますので、問合せ先(2ページ)に確認しましょう。

引用および内容確認元 公益社団法人 著作権情報センター 一般社団法人 日本音楽著作権協会

# スマホの料金、見直してみましょう!

「スマホが安くなる」「ガラケーは使えなくなるそうだ」「みんなが使っている」と、新しくスマホに 買い替えようかと思っている方、すでにスマホを持っている方も、知っておきたいスマホの料金に ついて考えてみました。

■ **スマホ料金の内訳** ひと月に支払うスマホ料金のおおよそ の内訳は、以下のようになります。

LINEや Skypeといったインターネット経由での通話、Eメールを送る、WEBサイトを見る、アプリを使うなど、データをやりとりする通信料\*1

電話をかけたり、SMSを利用する

オプションで提供されるサービス

など「通話するための料金」

データ通信料

音声通話料

オプションサービス料

端末 (電話機本体) の 分割代金 \*2

#### ガラケーとスマホ どこが違う?

共に「携帯できる電話」としての機能があります。

「ガラケー」の主な機能は 通話やメールです。

「スマホ (スマートフォン)」はパソコン機能に電話が付いていると考えるとよいでしょう。パソコンと同じようにインターネットの閲覧、動画鑑賞や音楽鑑賞ができます。

#### 注意しましょう!

\*1 「ネットし放題!」 などと書かれていることがありますが、ネットの通信量が「際限なく、快適に使える」 わけではありません。

快適に通信できる通信量の上限が決められて いて、それに応じて料金が変わってきます。

\*2契約期間内に別の通信会社に変更する場合には、分割されている端末の残りの料金を支払う必要があります。



#### オプションサービスの種類と料金の目安

- ・料金の目安(月額)は、大手通信会社3社の料金を参照
- ・サービスの名称は通信会社によって異なる

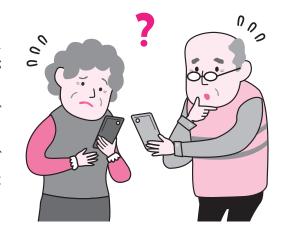
主なオプション サービス	サービスの概要	料金の目安 (月額)
留守番電話	留守番電話の内容をセンターで預かる	300円程度
端末補償	故障や紛失時に代 替機と交換	300~ 1,000円程度
遠隔操作サポート	スマホ の使い方を 遠隔で教えてくれる	400円程度

#### ■ 「SMS」と「Eメール」

携帯電話では、メールを使えるのもメリットです。メールには「SMS」と「Eメール」がありますが、料金体系に違いがあります。

SMSはお互いの「電話番号」でやりとりするメールサービスです。利用料は「通話料金」として請求されます。

Eメールは、相手の「メールアドレス」に送るメールサービスです。利用料は「データ通信料」に含まれます。Eメールは文字数に制限がなく、写真や動画などの添付ができます。



#### ■ データ通信の使用量は どれくらい?

動画の視聴が少なく、メールと LINE、ネット の閲覧程度の利用であれば、データ通信量は 1日で60~80MB (メガバイト)\*程度です。

スマホの利用方法によっては大きく変わることもありますが、動画視聴やSNSのやり取りが加わったとしても、平均使用量は、1日で100MB、1カ月では3GB(ギガバイト)\*という調査結果があります。

自分はスマホで動画をゆっくり見たいのか、ゲームや音楽を楽しみたいのか、データ通信で何をしたいのかを考えて、必要と思われる通信量を契約しましょう。(\*はデータの容量を示す単位・1GBは約1000MB)

#### 目安となる通信量

写真	1枚2MB~4MB *設定や画素数によって 違いがある
ニュースサイト の閲覧	1ページ1.6MB程度
音楽	5分の視聴 5MB程度
動画	1日10分(月約5時間) 1.2GB程度

※中画質の動画のデータ通信量を4MB/分として計算した場合



### <sup>コラム</sup> LINEを使う

LINEアプリをインストールして、友だち追加をすれば、お互いの携帯電話会社に関係なく無料通話(音声通話、ビデオ通話、グループでの通話)ができ、写真や動画も送れます。ただしWi-Fiのある環境で通話をしなければ、データ通信量が消費されます。

#### ■ ガラケー、終了?

ガラケーの3G回線のサービスは2022年以降、通信会社ごとに終了していきます。

その結果、長く使ってきた携帯電話が使えなくなることがあります。ただし、それは「3G」しか使えない古い機種のみ。

結論から言うと、いま使用されているガラケーのほとんどは「4G対応」なので、あと10年や15年は使えます。

通信会社は「ガラケーが使えなくなるのでスマホに買い替えましょう」という案内をしますが、 本当にスマホにする必要はありますか?

これまでの携帯電話を使うことに問題がないのなら、無理に 買い替える必要はありません。

#### まとめ

スマホは決して安い買い物では ありません。まず、本当に必要か じっくり考えましょう。

その上で、スマホをどう使いたいのかを考え、使い方に見合った料金システムを選択しましょう。



## 緒に活動しませんか? 会員募集『練馬区消費生活センター運営連絡会』

練馬区消費生活センター運営連絡会は、消費者問題を考える5つのグループがあり、それぞれ 練馬区と協働し、区民向けに様々な情報や学習の機会を企画・提供する活動をしています。

- ●テストグループ:身近な家庭用品の特性などについて学習
- 食とくらしグループ: 消費者の目線を大事にした料理教室や食と健康の講座を企画
- 展 示 グル ー プ:生活にかかわるテーマのパネル作成
- ●環境グループ:日常生活で考えなければならない環境問題を学習し啓発
- 広報グループ:消費者問題を捉え、消費者だより「ぷりずむ」の企画・編集

上記のほか、時事問題などを区民の視点でとらえた消費者教室の企画運営も行っています。

**申込・問合せ先** 消費者団体活動室 ☎03-3996-6351 (月~金 午前10時~午後3時)

# 消費生活センター で学ぼう 消費者教室のご案内(予定) 保育室あり(要予約)

日時	教室名・講師	内 容	費用	定員	受付期間
<b>2/3</b>	16 19 65 6 1/465	令和3年6月に制定されたプラスチック資源循環促進法が、私たちの暮らしに与える影響と、今後の私たちがとるべき消費行動を学びます。		区内在住· 在勤·在学者 50名 (先着順)	1/11〜2/2 まで 保育室を利用したい方 1/24まで
<b>2/8</b> 午前10時 ~正午	11 待しにごみのその先はく	正しいごみの分別方法やご みの処分先など、練馬区の ごみ処理の実情や違法回収 業者のトラブルを学びます。	無料		1/21〜2/4 まで 保育室を利用したい方 1/26まで
<b>3/4 億</b> 午前 10 時 ~正午	消費者教室 「心理テストで知る! サギに勝つタイプになろう」 臨床心理士 渡邉馨氏	自分のだまされやすい傾向 を知って、だまされないコツ を学びます。			2/11~2/28 まで 保育室を利用したい方 2/21まで

電話またはメールで、①教室名②住所③氏名(読み仮名も記入)④電話番号⑤保育室(1歳以上未就学児対象)をご 申込 希望の場合は、「保育希望」と保育を要するお子さんのお名前・年齢を記入の上、それぞれの申込み受付期間内にお 申込みください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止する場合があります。その際は、お電話でご連絡いたします。

〒177-0041 練馬区石神井町2-14-1 練馬区経済課 消費生活係 ☎03-5910-3089 図SYOHI@city.nerima.tokyo.jp

#### 石神井公園区民交流センター (練馬区石神井町2-14-1)

※【ぷりずむ】の録音版・点字版(視覚障害者用)を制作、貸出ししています。詳しくは「NPO法人点訳・音声訳集団 一歩の会」TEL・FAX 03-3577-5666

## 広告募集のご案内

ねりま区消費者だより「ぷりずむ」は年6回発行しており、町会・自治会・ 商店会、区立保育園・幼稚園・小中学校・区立施設・駅などで配布しています。 掲載位置は、この広告募集の場所になります。(審査を経て掲載の可否をご連 絡いたします) 掲載号や応募方法など詳細はお問合せください。

●発行部数: 20,000 部 ●掲載料金: 各号につき 30,000 円 ●広告サイズ:縦55mm×横185mm ●刷色:2色(色指定不可)

経済課消費生活係 ☎ 03-5910-3089

